

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて 【参考1】

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。**旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。**
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件
※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11h)
サービス管理責任者等研修**(統一)**
研修講義・演習を受講(15h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(6h程度)
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
 - ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している
- ※ただし、1回目の更新研修受講時には上記の要件を満たす必要はない

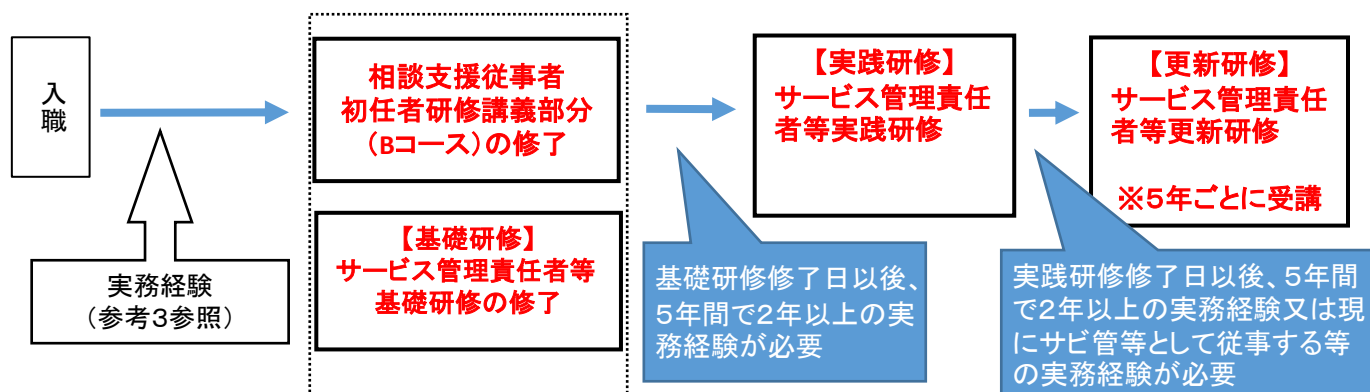


【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

研修の変更点

1 研修を基礎研修、実践研修、更新研修に分けます。

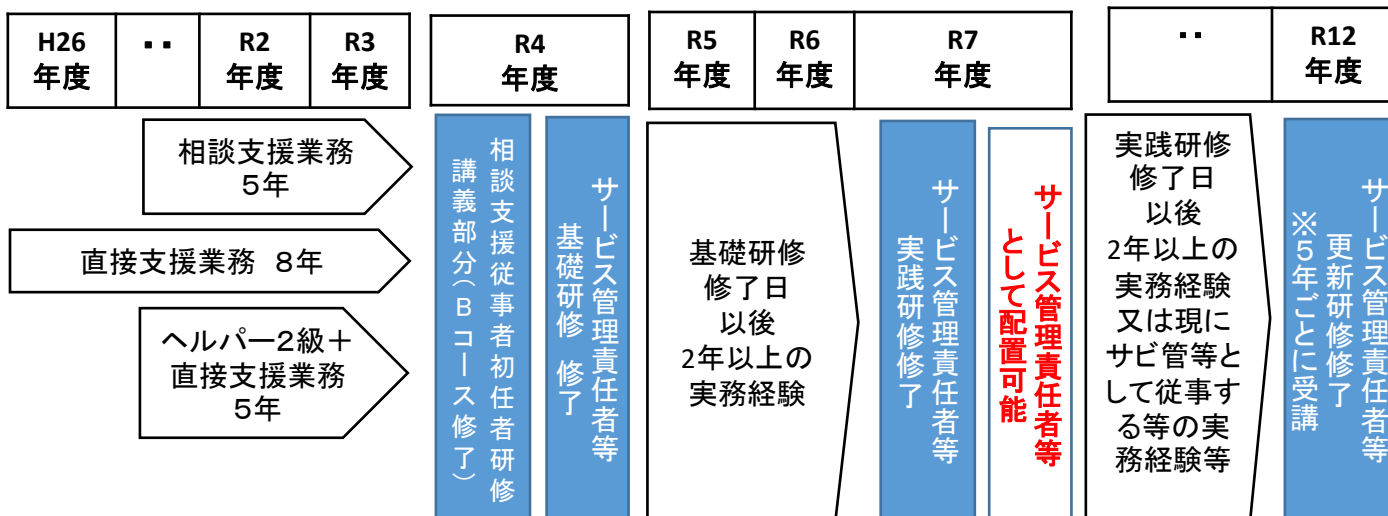


※サービス管理責任者等の実務要件

(詳細:平成18年9月29日厚生労働省告示第544号、平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)
以下の①～③を満たした後、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として配置が可能となります。

- ①相談支援従事者初任者研修(講義部分)及びサービス管理責任者等基礎研修の修了
- ②令和3年度以降に実施する、サービス管理責任者等実践研修の修了
- ③①(基礎研修)の修了日以後、②(実践研修)の受講日前日までの5年間に2年以上の実務経験

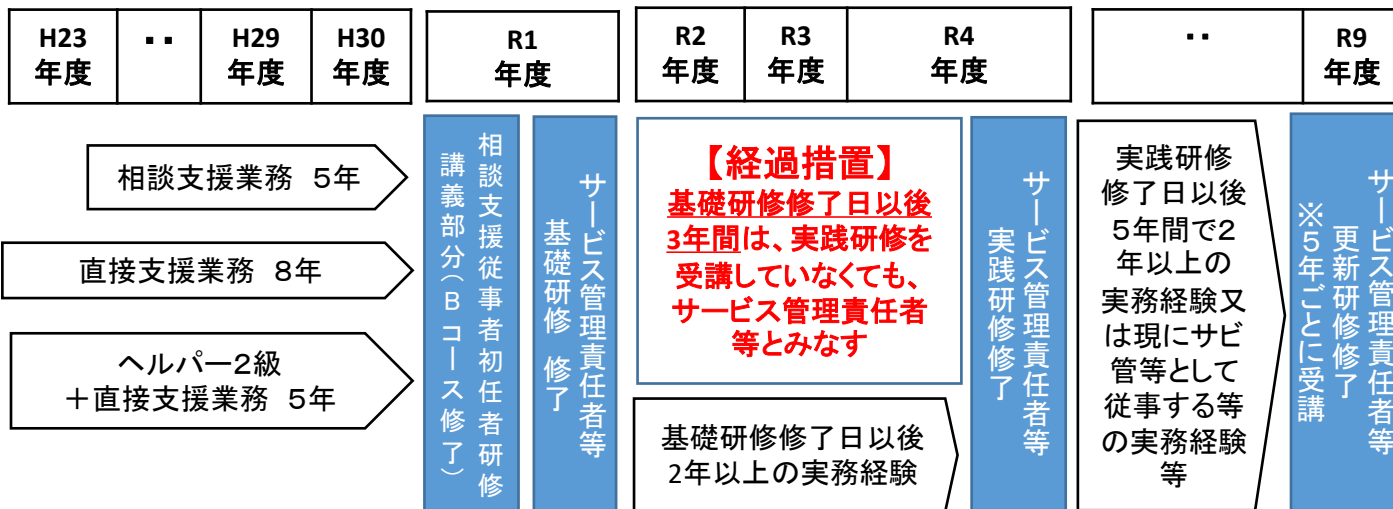
H31年4月1日以降のサービス管理責任者等の要件の例(R4年度に基礎研修を受講)



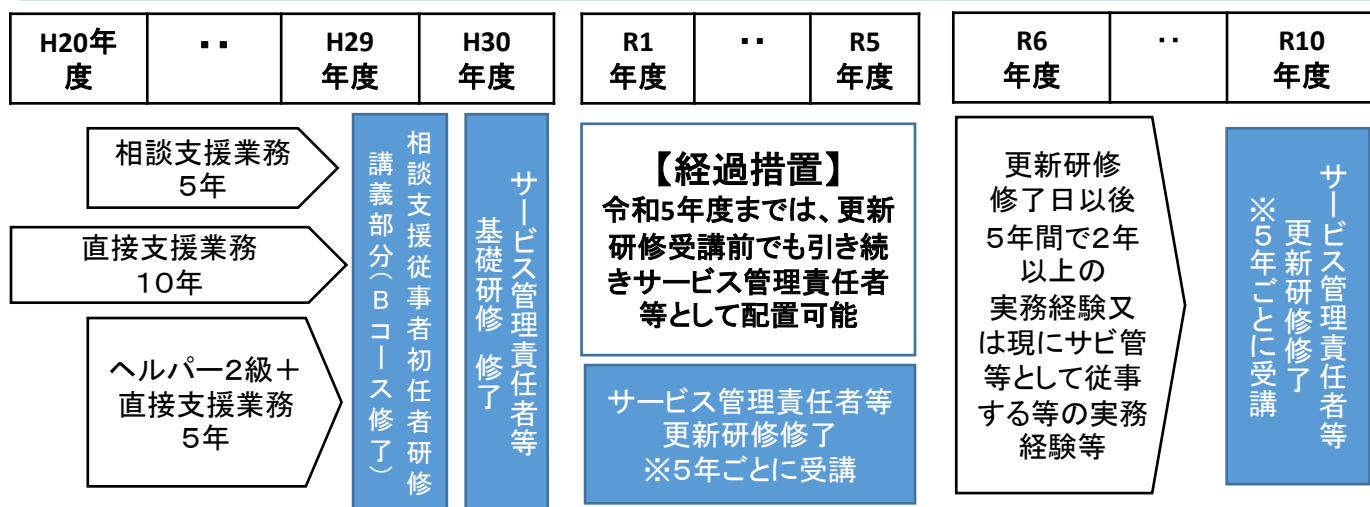
※サービス管理責任者等基礎研修については、実務経験が必要年数より2年満たない段階から、受講可能です。(例:直接支援業務であれば、6年以上で受講可能)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

R1年度～R3年度のサービス管理責任者等基礎研修受講時点で実務経験を満たしている場合の例



H31年3月31日までにサービス管理責任者等研修を受講した場合の例



【留意事項】期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修を受けるための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者として従事可能ですので、ご注意ください（基礎研修の再受講は不要）

2 サービスの分野別という考え方がなくなりました。

・従来は、介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けて研修を実施していましたが、カリキュラムが統一されるため「分野」という考え方がなくなりました。

・H30年度以前の受講者については、いずれかの分野を修了していれば、他のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の研修の修了者として見なされます。

※ただし、実際に配置する際の実務経験の要件は、サービスごとに異なる場合があります。

3 直接支援業務の実務経験が8年に短縮されました。

・上記以外の変更はありません。

・実務経験の業務の範囲は、別紙をご確認ください。

サービス管理責任者の実務経験

【参考3】

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>	
	<p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p>		
	<p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p>		
	<p>学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p>		
	<p>乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p>		
	<p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>		
	<p>①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p>	<p>②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p>	<p>8年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p>		
	<p>障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p>		
	<p>学校に従事する者</p>		
	<p>児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p>		
	<p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>		
	<p>③有資格者等</p>	<p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者</p>	<p>5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）</p>
	<p>上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	<p>老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上</p>	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。